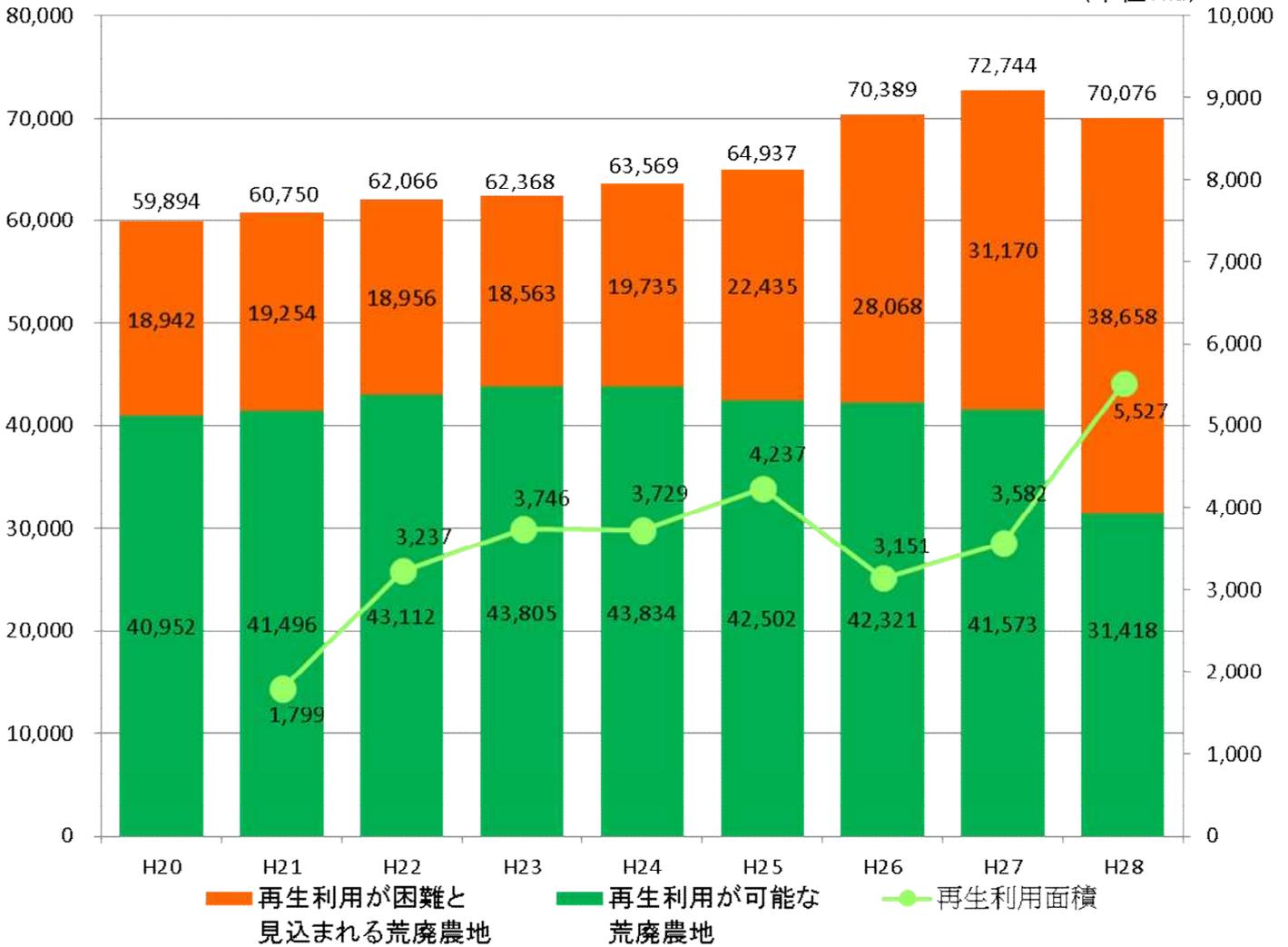


関東農政局管内における荒廃農地の状況

(単位: ha)



平成28年各都県の荒廃農地の状況(暫定値)

(単位: ha)

都県名	荒廃農地面積計		再生利用が可能な荒廃農地		再生利用が困難と見込まれる荒廃農地		再生利用された面積	
	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	
茨城	10,484	4,337	6,840	2,943	3,644	1,394	1,092	445
栃木	2,348	960	1,546	685	802	275	296	168
群馬	8,027	4,072	2,986	2,038	5,041	2,033	605	463
埼玉	3,673	1,912	2,360	1,443	1,313	469	532	314
千葉	11,733	4,259	5,591	2,707	6,142	1,552	833	412
東京	2,765	984	342	190	2,423	794	156	95
神奈川	1,291	556	698	317	594	239	166	86
山梨	6,786	3,671	2,361	1,602	4,425	2,069	286	201
長野	17,149	8,916	4,981	3,138	12,168	5,779	991	686
静岡	5,819	3,508	3,713	2,434	2,106	1,075	569	379
関東計	70,076	33,176	31,418	17,497	38,658	15,679	5,527	3,248

注:1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

注:2 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

注:3 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となるよう見込まれる荒廃農地」。

注:4 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。

制度の概要

毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

耕作者不在となる おそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

所有者等を確知できない旨を公示

農地中間管理機構との協議の勧告

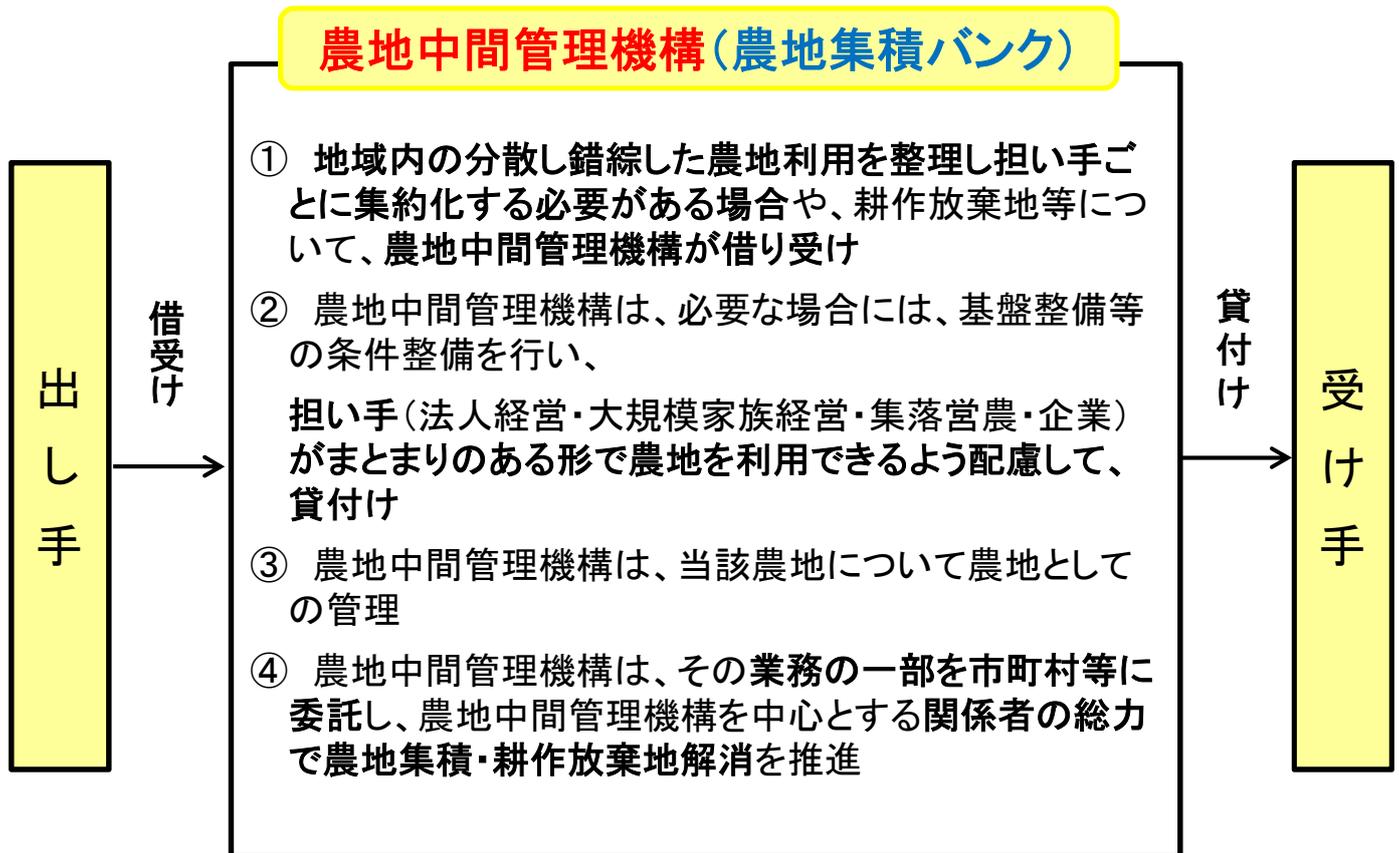
意向表明どおり

- 権利の設定・移転を行わない
- 利用の増進を図っていない

都道府県知事の裁定

担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

1. 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話合いをセットで推進)



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



農業体験施設等により再生利用が可能

2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



低コスト整備により耕作再開が可能

【交付金の流れ】



※ 附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））
1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限 [拡充]）

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



荒廃農地（再生前）



再生作業後、作物を作付け

施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



農業用機械



農業用ビニールハウス

2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



遊休農地



整地を行っている農地

※ 中山間地農業ルネサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動を総合的に支援。[拡充]

・ 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。

- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）

※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）



荒廃農地を活用した放牧



果樹柵の整備

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等 (※1)
 - ・ 1地区あたり上限300万円(年基準額)の条件改善促進支援 等
- (※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
- 定率助成
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型(新規)》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
- ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha(中山間等は0.5ha)以上の連片化した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度(事業完了後3年)までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域(これを受益とする施設も対象)
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

- 定額助成 (※2)
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善(最大5年（ハードは最大3年）)

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入(タマネギの収穫)

③ 高収益作物導入支援(最大5年)

- 定額助成 (※2)
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

(※2) プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円(年基準額)を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上(土地所有者含む)が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地中間管理機構関連農地整備事業

○ 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。

○ このため、機構が借り入れしている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①農地整備

対象工種： 区画整理、農用地造成
附帯事業： 機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

②実施計画策定等

内容： 計画策定 等
【実施期間： 2年以内】

補助率： 定額、1 / 2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 主な実施要件

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・ 事業対象農地面積： 10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連理化した農地）
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・ 事業対象農地の 8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・ 事業実施地域の 収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上 等

【転用防止措置】

- ・ 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・ 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

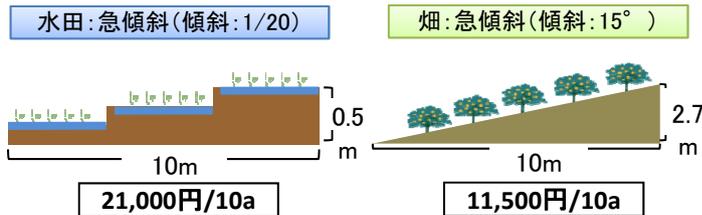
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

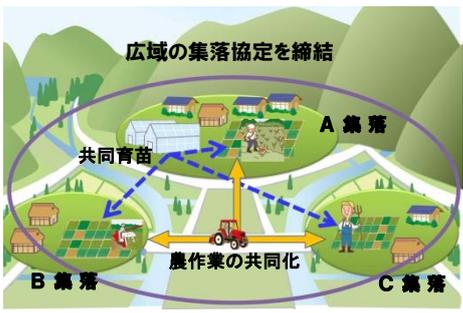
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
※ 個別協定の場合は、農業生産活動等を継続するための活動 等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援



【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a

- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

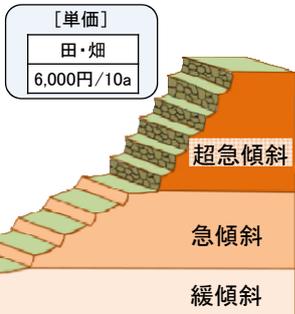
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【単価】
田・畑
6,000円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（拡充）200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

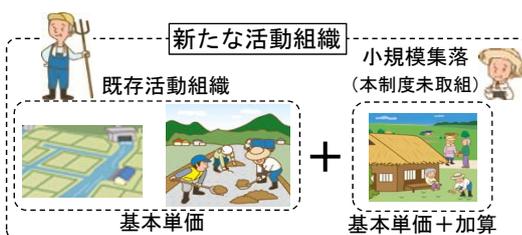
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）

鳥獣被害防止対策とジビエ活用の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,350(9,500)百万円】
 (平成29年度補正予算：1,276百万円)

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

○侵入防止柵等の被害防止施設

※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。

○処理加工施設、焼却施設、 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。
 その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

○鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による

地域ぐるみの被害防止活動

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

○捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、 ICT等を用いた新技術実証

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

○都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、 人材育成活動等の取組

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

○捕獲活動経費の直接支援

・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
 (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
 ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり

○鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる

コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

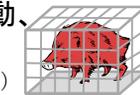
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額

(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
 (※条件により、一部定額支援あり)



捕獲機材の導入

ジビエ倍増モデル整備事業

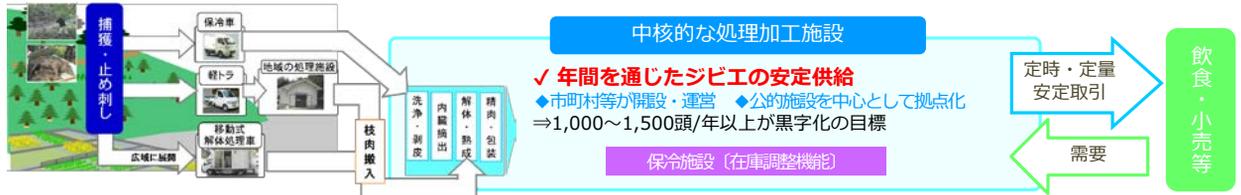
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】民間団体

【交付率】事業費の1/2以内等、定額



シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額：166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

(1)シカ森林被害防止緊急対策

【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となった捕獲等をモデル的に実施するほか、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額



囲いわなによる捕獲



GPS首輪を用いた行動追跡

(2)シカ被害対策推進調査事業

【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。

【委託先】民間団体 等

【委託費】

